

中国に子会社がある企業の経営企画部・法務部や中国現地の担当者  
中国関連企業をクライアントにもつ税理士、弁護士も必読！

実例で  
わかる

# 中国進出企業の 税務・法務リスク対策

法制度から現地の商慣習まで

2022年改訂版

公認会計士 築瀬正人 中国弁護士 趙雪巍 共著

中国に進出している日本企業が直面する  
リスク回避・解決策について  
実務の場面ごとのQ & Aで解説！

税務と法務の両方の視点で  
中国の法制度から商慣習まで踏まえて詳解！

中国進出企業へのコンサル業務に従事した  
経験をもつ著者ならではの活きた実例で、  
より実践的な解決策を！

A5判 / 460ページ 定価 4,840円 (本体：4,400円 + 税10%)



## 目次

### 第1編 税務リスク編

- 第1章 ライセンス契約の税務問題
- 第2章 撤退・合併解消の税務問題
- 第3章 日中親子会社間取引の税務問題
- 第4章 中国源泉課税の問題
- 第5章 中国 PE 課税の問題
- 第6章 出向者・出張者の個人所得税の問題
- 第7章 中国増値税の課税問題
- 第8章 中国税制度における納税者不利の税務問題
- 第9章 SAT 編集事例（企業再編、PE、他）を参考にした税務問題
- 第10章 SAT 公表事例を参考にした税務問題

### 第2編 法務リスク編

- 第1章 独占禁止法の問題
- 第2章 商業賄賂（贈収賄規制違反）の問題
- 第3章 土地および工場の問題
- 第4章 労務問題
- 第5章 環境保護に関する問題
- 第6章 コーポレートガバナンスに関する問題
- 第7章 製品品質・製造の問題
- 第8章 債権回収リスクに関する問題
- 第9章 営業秘密保護に関する問題
- 第10章 個人情報の取扱いに関する問題
- 第11章 サイバーセキュリティおよびデータセキュリティに関する問題
- 第12章 反外国制裁に関する問題



第一法規

東京都港区南青山 2-11-17 〒107-8560  
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694  
Fax. 0120-302-640



## 第2章

### 繰越・合併解消の税務問題

#### 【中国における税務リスクへの対応】

##### Q1 清算手続における税務上の留意点

※ 企業税務登記手続の最終的な善後化に関する通知 (2019年税務総局149号)

Q 衣料品製造業を営む弊社は、10年前に日本からの製品輸出を担う輸入販売権を中国に設立し、運営してまいりました。昨年には近隣の市に衣料品製造権を譲渡し、中国市場への供給を開始しました。その結果、当初の輸入販売権はなくなったため、解散・清算することになりました。

弊社は中国事業を継続拡大する予定ですが、当該輸入販売権を譲渡した際に発生する税務上のリスクを懸念しています。中国市場への供給は譲渡となります。地域主義の中国における投資に際しては税務対応（承認取得）が重要と聞いているのですが、何が必要なのでしょうか。また、税務の清算手続はどのようなものか、教えてください。

A 会社の清算に際しましては、工商登記抹消の前に税務登記の抹消が必要となります。税務登記を抹消できないと会社の清算に支障（遅延）が生じることになります。したがって、税務登記が完了することが重要です。また、清算時には最後の税務調査として厳格な調査が実施される

れています。そのため、税務対応（承認取得）が清算において重要といわれています。

なお、一定の条件を充足する税務優良企業に対しては暫時的な税務登記の早期化（税金清算証明免除）が認められていますが、外資企業への適用に関しては、留意が必要と思われます。

#### 解説

##### 1 税務登記抹消の重要性

許認可主義（一部緩和）の中国におきましては、会社の設立と清算では、以下のように税務登記と工商登記の順序が逆転します。すなわち、清算においては、工商登記抹消の前提として税務登記の抹消が要求され、税務登記を抹消できないと法的には会社の清算手続が遅延することになります。なお、2016年10月の届出制移行に伴い、一部規制業種を除き、商務部門の批准は不要とされています。

会社設立手順：商務部門設立批准・届出→工商行政管理局登記→税務登記  
会社清算手順：税務登記抹消→届出→工商行政管理局登記抹消

## 第9章

### SAT 編集事例（企業再編、PE、他）を参考にした税務問題

(注) 以下の設例は、SAT (State Administration of Taxation: 中国国家税務総局) による編集事例 (『非居民企業 税務管理実例集』国家税務総局国際税務司編者、2012年11月発行) を参考に作成しています。

#### Q1 グローバル再編における持分譲渡取引の課税繰延処理

※ 企業再編取引の企業所得税の処理に関する若干の懸念に関する通告 (2009年税務総局5号)  
※ 非居民企業への持分譲渡に際する特別税務処理適用の関連通知に関する公告 (2013年税務総局第2号)  
※ 企業再編取引に係る企業所得税の処理に関する通告 (2014年税務総局109号)  
※ 企業再編取引に係る企業所得税の処理に関する若干の懸念に関する通告 (2015年税務総局48号)

##### Q 1 グローバル再編を行う中国企業再編

家電製品部品の製造業を営む弊社は、2008年のリーマンショックを乗り切り、需要に向けて地域統括会社への大幅な権限委譲による全世界規模における効率的な事業運営を目指して、グローバル化戦略を実施することとし、シンガポール統括会社の下に東南アジア子会社5社を集約し、また、イギリス統括会社の下にヨーロッパ子会社11社を集約しました。今回、中国に100%出資して設立した中国統括会社（投資性公司）に中国子会社4社（すべて利益剰余計上）を集約すべく、弊社が直接所有する持分を現物出資することになりました。中国の企業再編規制についてご教示ください。

102

##### 2 中国子会社の状況

中国子会社4社の現在の内訳は以下の通りです。  
製造子会社A (弊社持分90%、統括持分10%)  
製造子会社B (弊社持分85%、統括持分15%)  
システム開発会社C (弊社持分80%、統括持分20%)  
輸入販売子会社D (弊社持分75%、統括持分25%)  
なお、リーマンショックの影響が甚大であった製造子会社Eは、既に清算を終了しており、これに伴い、弊社および中国統括会社は大きな損失を計上しています (中国統括は資本金拠出状態)。

##### 3 持分の譲渡による中国企業再編

弊社是中国における企業再編 (持分譲渡) について、中国の企業再編規制における特別税務処理 (譲渡による課税の繰延べ) を適用すべく下記関係書類を所管税務局に提出しました。  
なお、税務当局は企業による再編の特別税務処理届出申請を受けました後、下記の資料を重点的に審査しました。

## 第12章

### 反外国制裁に関する問題

#### Q1 中国反外国制裁関連制度の概要

※ 中華人民共和國反外国制裁法 (案)  
※ 制裁対象でないエンティティ・リスト (案)  
※ 外国法廷・国境の不当な域外適用の回避方法 (案)

Q 弊社は中国に現地子会社を持っています。米国の前政権時に悪化した米中貿易摩擦を背景に、米国等からは多くの中国企業に対して制裁を加えている一方で、中国も対抗措置として「反外国制裁法」等の法令を次々と打ち出しているとの聞いています。そもそも、「反外国制裁」とは、どのような制度なのでしょうか。ご教示ください。

#### A

中国の反外国制裁関連制度とは、米国等が中国に対して発動した貿易規制 (特定中国対象組織・個人への特定物の輸出規制。例: 米国「エンティティ・リスト」に掲載された中国 HUAWEI 社に対する高性能半導体等の輸出規制) や、制裁措置 (特定中国対象組織・個人との取引の全面規制。例: 米国「SDN リスト」に掲載された香港・林鄭月娥行政長官。便宜上、以下、輸出規制と制裁措置を併せて「制裁」という) に対抗するために、2020年以降急遽整備されている関連法令の集合体を指します。現時点では主に、「中華人民共和國反外国制裁法」、「制裁対象でないエンティティ・リスト規定」および「外国法廷・措置の不当な域外適用の回避方法」という3つの法令から構成されていますが、今後の米中関係により、さらに多

420

#### 第12章 反外国制裁に関する問題

くの法令と施行細則により補充されることも十分にあり得ますので、本件は歴史が浅いとはいえ、かなり流動的な分野になると予想されます。

同制度は中国法の一部ですので、中国の現地子会社は無論同制度を遵守する必要がありますし、貴社のような中国に子会社を持つ日本企業本社にとっても、決して無関係ではないものと思われます。

#### 解説

名称が「反・外国制裁」となっている通り、同制度の基本的な考え方は、中国の主権堅持、国家安全保障および経済成長の保護の観点から、外国から不当な貿易規制や制裁措置を受けた場合、もしくは中国企業が外国から重大な差別・取引中止を受けた場合において、中国の対抗措置として、中国政府が中国国内における外国制裁の遵守を禁止し、さらに、外国の特定主体に対する報復制裁を発動するということです。中国のこうした対抗措置に違反する場合には、取引先企業からの損害賠償請求、当局からの行政処罰、さらには中国制裁リストへの追加等の罰則が設けられており、これにより外国制裁に対抗するとともに、外国制裁の効果の消滅が図られています。

なお、一部特殊な場合において、中国政府は外国制裁を待たずに、積極的に外国企業等に対して制裁を加えることもあります。なお、詳細は後述します。

#### ※ 中華人民共和國反外国制裁法 (中華人民共和國主席令 90号)

第1条 国家の主権、安全、発展の利益を維持し、中国の国民、組織の合法利益を保護するため、本法を制定する。

#### ※ 制裁対象でないエンティティ・リスト規定 (商務部令 2020年4号)

第1条 国家の主権、安全及び発展利益を維持し、公平・自由な国際貿易秩序を維持し、中国の企業、その他の組織又は個人の合法的権利を守るために、「中華人民共和國反外国制裁法」、「中華人民共和國国家安全法」等の関連法

427

## 税務と法務の両方の視点から 法制度から商慣習まで 踏まえながら、実例を解説

## 詳細・お申し込みはコチラ

〈クレジットカードでもお支払いいただけます〉



## 第一法規ストア

## 検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
実例でわかる 中国進出企業の税務・法務リスク対策 ～法制度から現地の商慣習まで～ 2022年改訂版 [079756]	定価 4,840円 (本体 4,400円 + 税10%)	部

\*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円 (税込) 以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円 (税込) 未満のご注文については、国内配送料550円 (税込) にてお届けいたします。  
\*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

\*現在、弊社とご取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください)  代金引換により支払います。  現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について (一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円 (税込) 3万円以下の場合、440円 (税込) 10万円以下の場合、660円 (税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
--	---	---

年 月 日

〒

事務所名   公用  私有

フリガナ  TEL

ご氏名  様  E-mail  @

お客様の個人情報の取扱いについて  
お客様より預かりした個人情報は、納品や請求書等の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスののご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daichihokko.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。TEL.0120-203-696 / FAX.0120-202-974

#### 取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

#### ■宛先

〒107-8560  
東京都港区南青山2-11-17  
第一法規株式会社  
FAX.0120-302-640

#### 書店印